

第14回
法曹養成制度改革顧問會議
配付資料（抜粋）

法科大学院の組織見直しについて

1. 経緯

法曹養成制度検討会議とりまとめ（平成25年6月）（関係部分抜粋）

- （前略）修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる。

法曹養成制度関係閣僚会議決定（平成25年7月）（関係部分抜粋）（関連資料11頁）

第4 法曹養成の制度の在り方 2 法科大学院について（1）
（略）※公的支援見直し強化策など入学定員の削減方策について記載
（略）※裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について記載
上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

2. 関連施策（進捗中のものも含む。）

【文科省】 公的支援見直し強化策（→関連資料21頁）	認証評価（適格認定）の厳格化 (→関連資料35頁)	その他教育の質の向上等 に関する各種方策
【法務省、最高裁】 教員派遣の見直し方策（→関連資料27頁）		

→ 組織見直しの進捗状況や関連施策の動向を踏まえ、法的措置を含む組織見直しの全体像を検討

3. 組織見直しの状況

【平成26年11月までの状況】（→関連資料11～19頁）

- 公的支援見直し強化策の公表後（平成25年11月）、14校が既に募集停止を表明全体としてピーク時の74校から52校に減少見込み
 - 入学定員は、ピーク時から約45%減少（平成15年度 5825人 → 平成27年度（予定） 3175人）
 - 合格率に課題のある法科大学院25校の実入学者はピーク時から約10分の1に減少（平成18年度 1253人 → 平成26年度127人、全体の約6%）。※司法試験合格率（平成17年～25年度修了者の累計）が全国平均の半分未満の25校
 - 上記25校のうち18校は学生募集停止を表明
 - 学生募集停止を公表した22校を含め、公的支援見直し強化策の第3類型又は第2類型Cに該当する47校における実入学者数は、430人、全体の約19%（一方、第1類型又は第2類型A、Bに該当する27校の実入学者数は全体の約81%）。※文科省の公的支援見直し強化策で対象外となる募集停止校及び公立校も、基準に従つて分類した上で集計
- ←
- 一方で、
- 各修了年度毎における司法試験の累積合格率は、約5割弱で推移
 - 直近修了者の初年度合格率は、33.04%（平成26年司法試験）
 - 各法科大学院の定員充足率は、約60%（平成26年度）など

4. 組織見直し全体の方向性（案）

【これまでの評価】

- 公的支援見直し強化策の公表後、組織見直しが相当程度進んでいるが、司法試験合格率などの点では依然として課題。

【今後の施策展開の方向性（平成27年7月までに整理すべき事項）】 ＜目標＞

- 修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が司法試験に合格できる状態を実現すべき。
- 入学定員の全體については、法曹人口調査の結果を踏まえ適切な数を提示すべき。
- 司法試験合格率や入学定員充足率が低い状態が続くなど課題が深刻である法科大学院について、組織見直しを促進

＜方策＞

- 公的支援見直し強化策等は今後とも継続し、認証評価の厳格化などの取組は着実に実施すべき。
- これらにもかかわらず、なお課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院が存在する場合、制度の信頼性確保のため、行政として、法的措置も含め組織見直しに向けて必要な対応をとるべきであり、そのための枠組みや手続を明確化すべき。



- 同時に、法科大学院の教育改善を図り魅力を高めることや経済的・時間的コストの負担軽減策等を講じることにより、制度全体の体質強化を図ることも必要。

5. 法的措置の着眼点

【現行制度の大枠】

①法科大学院は、法曹に必要な学識及び能力を培养することを目的とする専門職大学院
参照：法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（連携法）等

②このため、一般の専門職大学院とは異なる特別の基準による設置認可（→関連資料29頁）、認証評価による適格認定（→関連資料31頁）の規定が存在

・文部科学大臣は、認証評価において、適格認定を受けられなかつた法科大学院に対し、教育研究活動の状況（認証評価機関が指摘した各項目の評価結果）について、報告又は資料の提出を求め（連携法5条5項）、（その内容に応じて、）行政上の改善指導とともに、法令違反の有無の確認を行ふ

③文部科学大臣は、法科大学院に法令違反が認められる場合、改善勧告、変更命令等の措置をとることが可能（学校教育法15条1項ないし3項）

・法務大臣は、文部科学大臣に対して、設置基準や認証評価に係る基準の改廃、評価機関の認証等について必要な意見を述べることや、特に必要があると認めるときは、法科大学院について、報告又は資料の提出の要求、改善勧告や変更命令等必要な措置を講ずることを要求することができる（連携法6条2項及び3項）

【指摘される問題点】

- ・司法試験合格率が著しく低い
- ・入試における競争率の低迷
- ・入学定員の充足率が低い
- ・法科大学院全体の定員が課題

設置認可

認証評価
(適格認定)

教育水準を担保

修了者

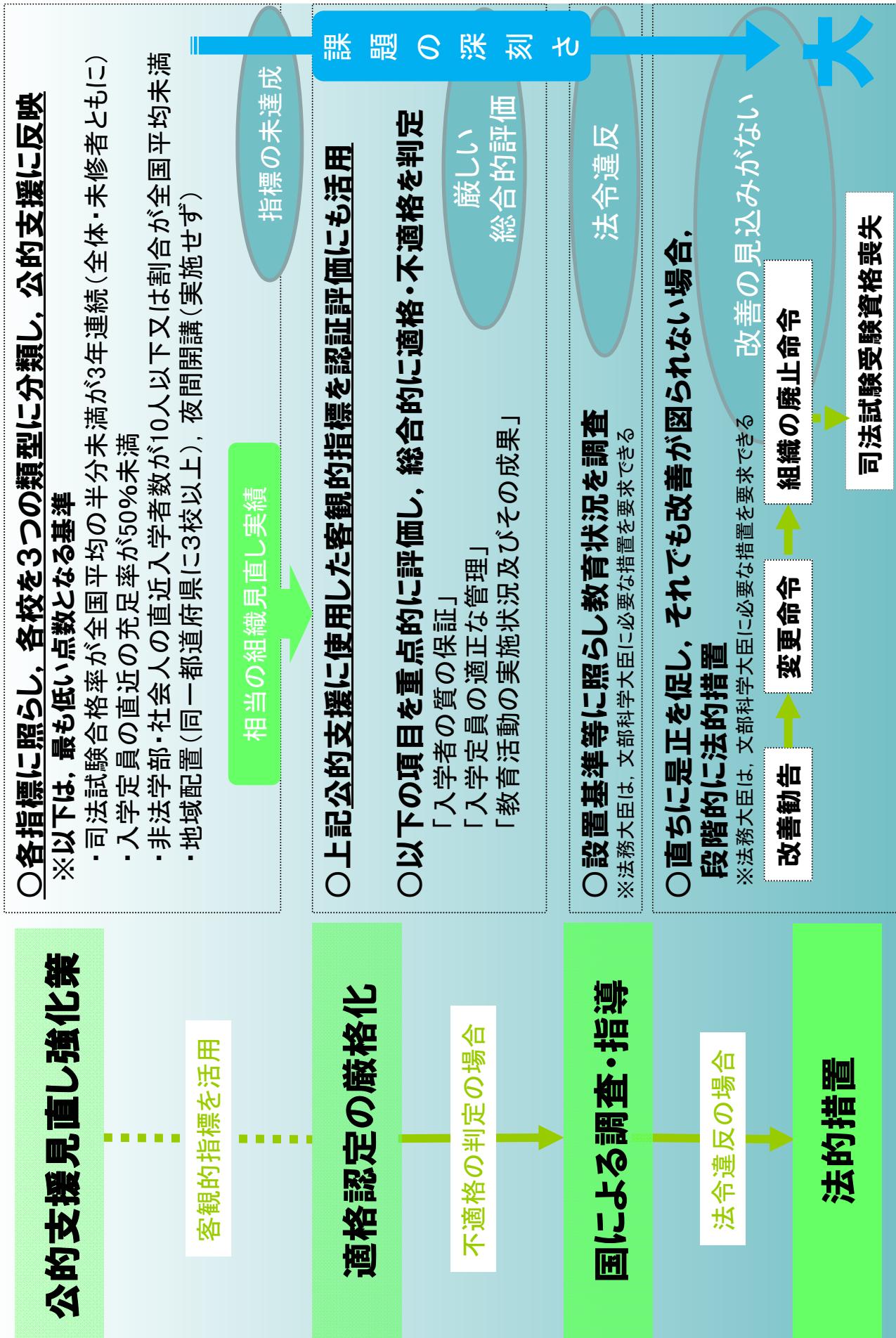
司法試験受験資格

【法的措置の趣旨】
主として法科大学院の教育状況について課題があることを踏まえ、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院について組織見直しを促進する。

【方向性】

教育水準を担保すべき設置認可、認証評価（適格認定）、これらに関連する行政手段に着目して、必要な措置の在り方を検討すべき。

6. 組織見直し促進に向けた流れ（法的措置を含む。）（案）



「法科大学院の組織見直しについて」関係資料

1 法曹養成制度改革の推進について（関係部分抜粋） (平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)	1
2 法曹養成検討会議取りまとめ（関係部分抜粋）（平成25年6月26日）	3
3 法科大学院の定員・設置数に関する意見（第4回検討会議での議論）	5
4 法科大学院の定員・設置数について（第4回・第5回検討会議において意見 があった更なる措置について論点を整理したもの）	9
5 これまでの学生募集停止等の法科大学院（計22校）	11
6 法科大学院修了年度別司法試験累積合格者数・合格率	13
7 司法試験の合格状況、入学定員の適正化の経過等	15
8 法科大学院別司法試験累計合格者数等（累計合格率順）	19
9 「公的支援の見直しの更なる強化策」の基本的な考え方について	21
10 公的支援の見直しの更なる強化策における各法科大学院の平成27年度累計一覧等	23
11 法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について	27
12 法科大学院に係る設置基準の概要	29
13 法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体との認証評価の違いについて等	31
14 法科大学院に係る認証評価の見直しについて	35

【参考資料】

法曹養成制度改革の推進について（関係部分抜粋）

平成25年7月16日

法曹養成制度関係閣僚会議決定

第4 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について

(1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年内に検討し、結論を得る。法務省は、2年内にその結論に沿った実施を開始する。また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年内に検討し、結論を得る。

【参考資料】

法曹養成制度検討会議取りまとめ（関係部分抜粋）

平成25年6月26日

2 法科大学院について

(1) 教育の質の向上、定員・設置数、認証評価

(略)

- 文部科学省においては、司法試験合格率や入学競争倍率などにおいて深刻な課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために、公的支援見直しを実施しており、これまでに8校が学生募集停止を実施又は公表しているものの、いまだ深刻な課題を抱える法科大学院は存在していることから、現行の施策の効果を見極めつつ、これを更に促進する方策を加速・強化するとともに、連携強化や改組転換等を促すなど積極的な改善策についても進める必要がある。また、このような課題を抱える法科大学院への裁判官及び検察官等の教員としての派遣についても、同様に見直しを行うべきである。
- 教育状況に課題のある法科大学院については、公的支援の見直しの更なる強化をはじめ、その浮揚に向けた総合の方策を展開し、組織見直しを加速させる。

こうした施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとする。法的措置の内容を含めた具体的な制度の在り方については、大学教育の特性に配慮するとともに、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意し、司法試験合格状況、教育状況その他法的措置を行う際の指標の在り方も含め、第4で述べる新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきである。

なお、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。

- 上記のような課題を抱える法科大学院の自主的な取組の促進と合わせて、法科大学院の浮揚に向けた総合の方策を展開することも必要である。法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院については、特色ある教育等の取組を先導的に行うことや、教育資源を有効活用した改組転換、法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化を推進するために必要な支援を行うべきである。

法科大学院の定員・設置数に関する意見（第4回検討会議での議論）

第1 統廃合など組織見直しの必要性について

- 法科大学院の定員の削減や整理、統廃合などの組織の見直しをすることが最も重要な課題。少なくとも累積合格率7割ないし8割を目指して、その上で、法曹人口との兼ね合いを考えながら、定員と設置数の規模を検討していくというのが一つの方向ではないか。
- 一定程度の合格率を維持するために、統廃合、定員削減はやらざるを得ない。他方で司法試験の合格者率は合格者数によって左右されるのであり、合格者数と定員をいたずらに全部縮小していく考えには反対。

第2 組織見直しを促進するための方策について

1 公的支援の見直し・人的支援の見直しに留まらない措置の必要性について

- 公的支援の見直しにより自主的な改善を促すと一連の手法は厳しいものであり、法科大学院も真剣に取り組んでいると見られることから、その成果を基本的には見守っていく必要がある。しかし、なかなか結果を出せない法科大学院が一定程度存在するとすれば、更に踏み込んでいく必要がある。
- 公的な支援を削減するというのは、文部科学省の在り方として非常に踏み込んでいるが、スピードという意味では問題があり、今のような危機的な状況では、更なる方策を考える必要がある。
- 公的支援の見直しだけで、今極めて厳しく問われている法科大学院制度に対する信頼を取り戻せるだけの数に絞り込めるか疑問である。
- 補助金の削減というのは体力のない法科大学院に撤退を促す手法であり、必ずしも必要なものに絞るということを意味しない。また、効果が現れる時期が不確定であり、スピードの点で問題が残る。そこで、自主的改善努力を踏まえつつも、法令上の措置に基づいて速やかに統廃合を実施することが必要。
- 法科大学院全体の規模が非常に過剰であり、公的支援の問題・人的支援の問題だけで対応できるのか。何らかの法的な措置を講ずる必要があるのではないか。
- 合格率が非常に低い状況で、法科大学院という名称を与えていることに疑問がある。自浄作用では正、改善していくということは、もう不可能ではないかと思われ、強制的な何らかの枠組みを作る必要があるのではないか。
- プロフェッショナルをつくるということは、教育、育成であって、学問をすると言うこととは別であり、規制があつて当然。

2 具体的に考えられる方策について

- 統廃合の基準の一つとして認証評価制度を考えるべき。認証評価をより厳密化するとともに、3つの評価機関の評価基準の一体化あるいは公正化を高めることにより、統廃合に資するような内容の認証評価制度になり、法令的な措置の一つの根拠ともなっていくのではないか。
- そもそも審議会意見書の中でも、法科大学院が全て受験資格を持つということではなく、適切な第三者評価によって適格認定を受けた法科大学院の修了者に受

験資格を認めるという枠組みを考えていたのであり、一定の水準のところに受験資格を付与するということを参考にして、いろんなバリエーションを考えていけばいいのではないか。

- 統廃合については、法的な裏付けを持って行う必要がある。例えば、合格率等の一定の要件を満たさない法科大学院に関しては、その修了者に対して司法試験受験資格を与えないというようなものが考えられる。
- 法科大学院の認可を文部科学省が取り消す方法と、法務大臣が受験資格を認めないという2つの方法が考えられる。ただ、いずれも課題があり、詰めた議論をすべき。

3 組織見直しの促進に当たって留意すべき点について

(1) 地域適正配置・夜間法科大学院について

- 地方で仕事をし、子どもや高齢者を抱えながら頑張っている人にとっては、地元に法科大学院があったから弁護士になれたという声は少くない。多様性を確保する観点からも、法曹になる途を指し示す制度設計を考えるべき。
- 法科大学院の地域適性配置は、地方への法の支配の浸透や司法過疎の解消に資するという見地から重要な意味を持っており、当該地域における存在意義や改善努力の状況等を総合考慮した上で、必要があると認められる一定の地方法科大学院には、統廃合等の判断に当たって、時間的猶予を与えるなどの特例措置を認めるべき。また、夜間法科大学院についても、同様に、時間的猶予などの特例措置を認めるべき。
- 法科大学院が、過度に一極やあるいは数極に集中するのは望ましくない。地域に一定の法曹を志す学生がいる限り、最適なバランスを考えながら、それぞれの地域に一定の確保は必要ではないか。
- 適正配置の問題は、道州制の問題で議論されている地域割りを単位とすることも検討すべきではないか。
- 地方にあるからといって例外扱いするのではなく、地域適正配置の本当の趣旨を考えるべきである。最終的には弁護士過疎の問題であり、そのような地域で弁護士が定着して法的サービスを提供することが最終目標であり、そのためには何をしなければいけないかという発想で行うべき。

(2) 大規模校の定員削減について

- 法科大学院の大幅な定員削減によって合格率の向上を図るために、大規模校の定員の削減が必要。
- 大規模校の多くは、かなり良質の教育を提供している。大規模校も教育の質を維持する観点から定員の見直しを行うべきではあるが、全体の事情で一律に大規模校の定員を削減し、学生に良質な教育を受ける機会を減らしていくのか疑問である。
- 統廃合を進めた結果、有力の十数校に教員人材も学生も集中するということは、審議会の意図したものと違う。全国にどう適正配置した、バランスのとれた法科大学院の設定をするのかということが、今問われている。

(3) その他

- 定員・設置数を考えるとき、司法試験の結果のみで評価されがちになるが、法科大学院で学んだ学生が司法試験に合格しなくとも、社会的に評価されるような指標も一方でしっかりと持っておくべき。
- 議論のスタートは、法曹人口の問題。司法試験の合格者数をどの程度にするかというところがベースで、その上で法科大学院修了者の7割、8割が司法試験に合格するというところで議論すべき。

第3 組織見直しを促進するための方策の検討方法について

- この検討会議では、新たな枠組みで、どう法科大学院の定員・設置数を絞り込むのかという制度的なメッセージを出す必要がある。
- この検討会議で、法的な措置について、どのような措置が講じられるか、それによって具体的にどんな問題が出てくるのかということも含めて、具体的な検討をしていく必要があるのではないか。
- この10年間に蓄積されてきた様々なデータを踏まえて、議論するだけでなく早急に具体的な回答を得ていくべきである。
- 学生数や合格率をどのくらいにするのかというのの大変難しいが、プロジェクトチームを作つて検討すれば結論が出るのではないか。

法科大学院の定員・設置数について

(第4回・第5回検討会議において意見があった更なる措置について論点を整理したもの)

○ 更なる措置をとる必要性と目的をどのように考えるか

- ・法曹養成の中核としての使命を担い、司法試験受験資格を原則としてその修了生に制限している法科大学院制度の目的の適切な実現を図る
- ・司法試験受験資格を原則として法科大学院修了生に制限するにふさわしい教育の質を確保する

○ 更なる措置を進める場合に考慮すべき基準としてどのようなものが考えられるか

・修了者の司法試験合格状況

- 【趣旨】 各法科大学院の教育の成果を客観的に判断する
【論点】 この点のみを基準とすると、法科大学院が過度に司法試験合格のための教育を重視するおそれがあるのではないか

・入学者選抜を含む教育状況

- 【趣旨】 司法試験合格という結果のみでなく、教育内容・体制の適正さなど教育の質全体を判断する
【論点】 教育状況自体の適否を判断しようとすると、判断の客觀性を確保できるか

・その他の事情

地域的配置、夜間開講、社会人教育の充実等の観点から特別の配慮することなどが考えられるが、深刻な課題を抱える法科大学院について、どの程度配慮が可能か、公平性、納得性という観点から検討する必要があるのではないか

○ 更なる措置としてどのようなものが考えられるか（検討会議での意見）

- ・定員削減・統廃合を促進するため、公的支援見直しを更に徹底・強化（財政支援の更なる見直しや人的支援の見直しなど）するなどの措置を講じる
- ・新たに法令上の措置として、例えば、司法試験の受験資格ないし法科大学院の統廃合を含む組織見直しに関する措置などを講じる
※認証評価制度との関係についても検討を要する

○ 更なる措置を講じるうえで考慮すべき点としてどのようなものが考えられるか

- ・法科大学院の募集停止や入学者数の大幅減が既に進行しているなかで、法令上の措置を講じて統廃合を更に促進する方向をとることによる影響についても検討する必要があるのではないか

- ・法科大学院に対する措置は、法曹有資格者の活動領域、法曹人口及び司法試験・司法修習を含む法曹養成制度全体の検討の中で、検討する必要があるのではないか
 - ・法令上の措置を導入する場合であっても、まずは、公的支援の見直しを徹底する必要があるのではないか。また、法令上の措置の導入に当たっては、その手続に十分配慮する必要があり、在学生に不利益が及ばないようにする措置や改善に取り組む期間を設けるなどの措置もあわせて検討する必要があるのではないか
 - ・法令上の措置として、当該法科大学院の修了生に司法試験の受験資格を認めないとする場合には、その法科大学院の役割についても検討する必要があるのではないか
- ※ なお、法令上の措置は、法科大学院全体の教育の質を確保するという意義はあるものの、定員削減の効果は限定的になると考えられるため、別途、実入学者数に即した定員の見直しなどを検討する必要があるのではないか

これまでの学生募集停止等の法科大学院（計22校）

※平成26年10月14日現在の状況

【平成25年4月の学生募集停止を表明した法科大学院：4校】

- 大宮法科大学院大学（平成25年4月学生募集停止（平成23年8月表明））
- 明治学院大学（平成25年4月学生募集停止（平成24年5月表明））
- 神戸学院大学（平成25年4月学生募集停止（平成24年7月表明））
- 駿河台大学（平成25年4月学生募集停止（平成24年7月表明））

【平成26年4月の学生募集停止を表明した法科大学院：2校】

- 東北学院大学（平成26年4月学生募集停止（平成25年3月表明））
- 大阪学院大学（平成26年4月学生募集停止（平成25年6月表明））

【平成27年4月の学生募集停止を表明した法科大学院：13校】

- 島根大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成25年6月表明））
- 大東文化大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成25年12月表明））
- 東海大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年1月表明））
- 信州大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年2月表明））
- 関東学院大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年3月表明））
- 新潟大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年3月表明））
- 龍谷大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年3月表明））
- 久留米大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年3月表明））
- 鹿児島大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年4月表明））
- 香川大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年5月表明））
- 広島修道大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年5月表明））
- 獨協大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年6月表明））
- 白鷗大学（平成27年4月学生募集停止予定（平成26年6月表明））

【平成28年4月の学生募集停止を表明した法科大学院：2校】

- 東洋大学（平成28年4月学生募集停止予定（平成26年9月表明））
- 静岡大学（平成28年4月学生募集停止予定（平成26年10月表明））

【廃止した法科大学院：1校】

- 姫路獨協大学（平成23年4月学生募集停止（平成25年3月末廃止））

●：国立（6校） ○：私立（16校）

法科大学院修了年度別司法試験累積合格者数・合格率

修了年度別	平成 18 年新試験 受験者数	合格者数	平成 19 年新試験 受験者数	合格者数	平成 20 年新試験 受験者数	合格者数	平成 21 年新試験 受験者数	合格者数	平成 22 年新試験 受験者数	合格者数	平成 23 年新試験 受験者数	合格者数	平成 24 年試験 受験者数	合格者数	平成 25 年試験 受験者数	合格者数	平成 26 年試験 受験者数	合格者数	累積者数	合格率		
平成 17 年度修了者 (H18～H22受験可)	2,091	1,009	903	396	324	99	130	8	149	6									2,122	1,518	71.54%	
平成 18 年度修了者 (H19～H23受験可)			3,704	1,455	1,960	500	1,089	168	693	44	658	21								4,244	2,188	51.56%
平成 19 年度修了者 (H20～H24受験可)				3,977	1,466	2,161	461	1,352	234	851	65	809	47						4,658	2,273	48.80%	
平成 20 年度修了者 (H21～H25受験可)					4,012	1,406	2,237	557	1,432	265	910	72	768	55					4,715	2,355	49.95%	
平成 21 年度修了者 (H22～H26受験可)						3,732	1,233	2,295	565	1,383	323	868	87	809	53	4,511	2,261	50.12%				
平成 22 年度修了者 (H23～H27受験可)							3,529	1,147	2,078	575	1,295	269	987	100	4,234	2,091	49.39%					
平成 23 年度修了者 (H24～H28受験可)								3,122	1,027	1,787	451	1,492	225	3,651	1,703	46.64%						
平成 24 年度修了者 (H25～H29受験可)									2,768	1,067	1,774	374	3,123	1,441	46.14%							
平成 25 年度修了者 (H26～H30受験可)											2,709	895	2,709	895	33.04%							

※受験者実数とは、新司法試験（平成 24 年以降は司法試験）を 1 回以上受けた者の数。

【参考】予備試験合格の資格に基づく累積合格者数等

予備試験を合格した年	受験者実数	合格者数	合格率
平成23年	105	91	86.67%
平成24年	157	116	73.88%
平成25年	166	134	80.72%

司法試験の合格状況（既修者6～7割、未修者3～4割）

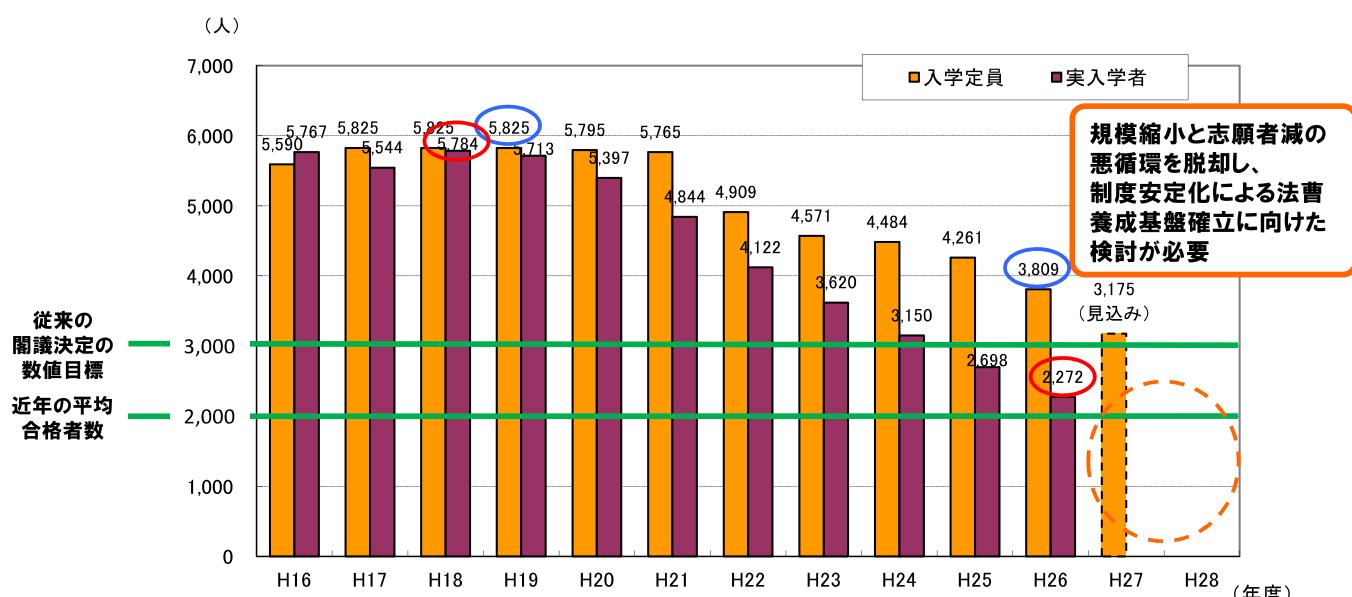
- 年度別修了者の累積合格率について、既修者は約6～7割と当初目指していた合格率にほぼ達する状況。
- 一方、未修者は約3～4割と低迷しており、このことが全体の合格率を引き下げる要因となっている。

修了年度	修了者数		累積合格者数		累積合格率					
	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者				
5年3回終了	平成17年度修了者 (平成18～22年受験可)	2,176	2,176	—	1,518	1,518	—	69.8%	69.8%	—
	平成18年度修了者 (平成19～23年受験可)	4,418	1,854	2,564	2,188	1,176	1,012	49.5%	63.4%	39.5%
	平成19年度修了者 (平成20～24年受験可)	4,911	2,049	2,862	2,273	1,341	932	46.3%	65.4%	32.6%
	平成20年度修了者 (平成21～25年受験可)	4,994	2,067	2,927	2,355	1,420	935	47.2%	68.7%	31.9%
	平成21年度修了者 (平成22～26年受験可)	4,792	1,947	2,845	2,261	1,312	949	47.2%	67.4%	33.4%
概ね3回終了	平成22年度修了者 (平成23～26年受験可)	4,535	1,890	2,645	2,091	1,202	889	46.1%	63.6%	33.6%
	平成23年度修了者 (平成24～26年受験可)	3,937	1,772	2,165	1,703	1,054	649	43.3%	59.5%	30.0%
3回未了	平成24年度修了者 (平成25～26年受験可)	3,459	1,782	1,677	1,441	1,016	425	41.7%	57.0%	25.3%
	平成25年度修了者 (平成26年受験可)	3,037	1,677	1,360	895	707	188	29.5%	42.2%	13.8%

入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）

これまでの成果

- ① **入学定員の削減**： 平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）
- ② **競争倍率の確保**： 合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（約60%の減）

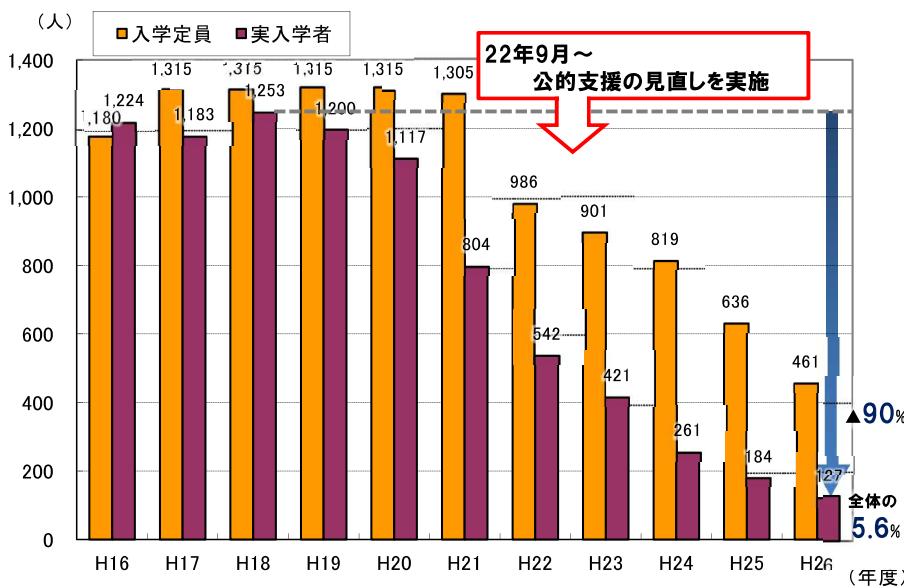


（注）グラフ中、「青い囲み」は入学定員のピーク時から現在までの減少の推移、また、「赤い囲み」は実入学者数のピーク時から現在までの減少の推移。

課題を抱える法科大学院の入口などの状況

- 『合格率に課題がある法科大学院』では、ピーク時に比べ、実入学者数が約90%減と大幅に減少
- 学生募集停止を公表した法科大学院は22校、ピーク時の74校から52校に減少

司法試験合格率が全国平均の半分未満の法科大学院25校の状況



(参考) 学生募集停止を公表した法科大学院 計22校

22年表明
姫路獨協大学(23年4月停止、25年3月廃止)

23年表明
大宮法科大学院大学(25年4月停止)
※桐蔭横浜大学と統合

24年表明
明治学院大学(25年4月停止)
駿河台大学(25年4月停止)
神戸学院大学(25年4月停止)

25年表明
東北学院大学(26年4月停止予定)
大阪学院大学(26年4月停止予定)
島根大学(27年4月停止予定)
大東文化大学(27年4月停止予定)

26年表明
信州大学(27年4月停止予定)
東海大学(27年4月停止予定)
関東学院大学(27年4月停止予定)
新潟大学(27年4月停止予定)
龍谷大学(27年4月停止予定)
久留米大学(27年4月停止予定)
鹿児島大学(27年4月停止予定)
香川大学(27年4月停止予定)
広島修道大学(27年4月停止予定)

27年表明
獨協大学(27年4月停止予定)
白鷗大学(27年4月停止予定)
東洋大学(28年4月停止予定)
静岡大学(28年4月停止予定)

昨年11月の「公的支援の見直しの更なる強化策」
公表後に表明

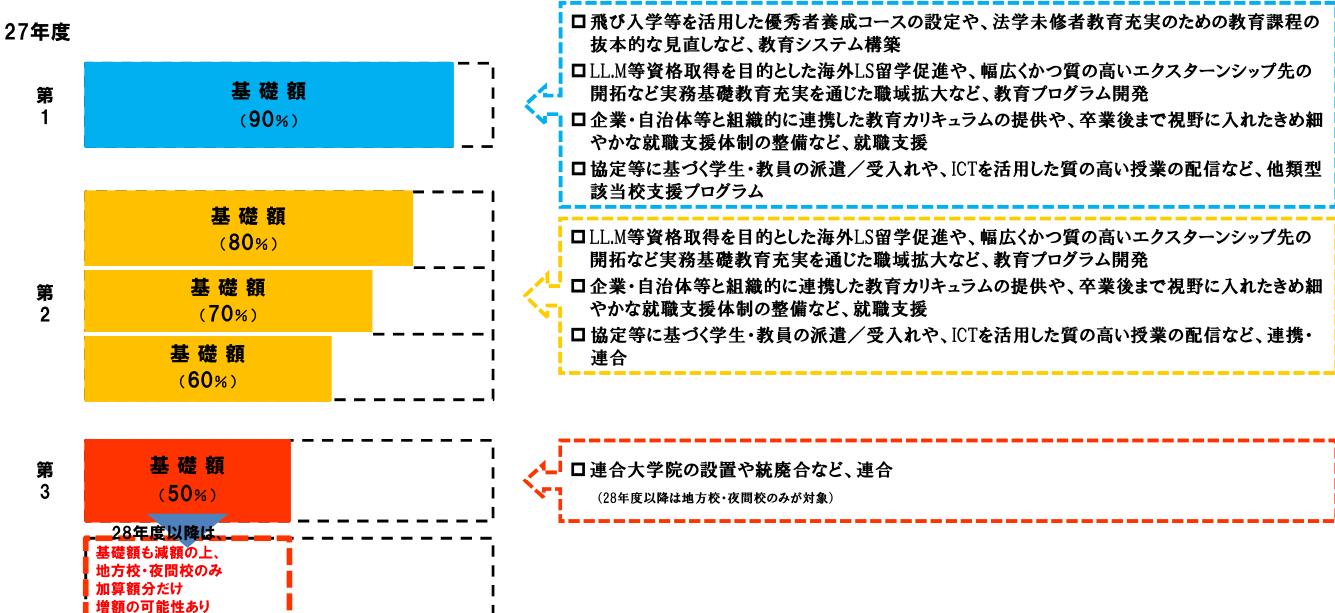
なお、上記課題を抱える 25校 の中には、

- 既に学生募集停止を公表した法科大学院 18校 のほか、
- 地域適正配置や社会人対応等の特性を有する法科大学院が含まれている

「公的支援の見直しの更なる強化策」の基本的な考え方

■ 法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要があることから、平成25年11月に「公的支援の見直しの更なる強化策」を決定。

- 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき3類型に分類
- 各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定
- その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設



※加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。

法科大学院別司法試験累計合格者数等（累計合格率順）

平成26年10月8日現在

	司法試験結果 H17~25年度修了者合計			入学定員		実入学者数		認証評価 不適合年度(1巡目)	H26年度 公的支援 見直し 該当校	教員派遣の有無 (平成26年度)		
	受験者 実数	合格者	合格率	H26年度	H26年度 累計	H26年度	H26年度 累計			検察官	裁判官	
1 一橋大法科大学院	786	625	79.5%	85	85	88	88	H19（追評価：H20○）〔II〕		○	○	
2 東京大法科大学院	2,153	1,674	77.8%	240	325	223	311			○	○	
3 京都大法科大学院	1,533	1,185	77.3%	160	485	161	472			○	○	
4 慶應義塾大法科大学院	1,950	1,469	75.3%	230	715	199	671			○	○	
5 神戸大法科大学院	720	497	69.0%	80	795	77	748			○	○	
6 中央大法科大学院	2,279	1,550	68.0%	270	1,065	238	986			○	○	
7 千葉大法科大学院	367	243	66.2%	40	1,105	44	1,030	H19（追評価：H20○）〔II〕		○	○	
8 大阪大法科大学院	706	442	62.6%	80	1,185	80	1,110			○	○	
9 北海道大法科大学院	693	425	61.3%	80	1,265	43	1,153	H19（追評価：H20○）〔II〕		○	○	
10 愛知大法科大学院	183	111	60.7%	30	1,295	11	1,164	H19〔I〕		○	○	
11 首都大東京法科大学院	479	287	59.9%	52	1,347	56	1,220				○	
12 早稲田大法科大学院	1,973	1,160	58.8%	270	1,617	179	1,399			○	○	
13 名古屋大法科大学院	587	336	57.2%	70	1,687	61	1,460			○	○	
14 東北大法科大学院	695	387	55.7%	50	1,737	43	1,503			○	○	
15 大阪市立大法科大学院	477	239	50.1%	60	1,797	15	1,518					
16 九州大法科大学院	688	337	49.0%	70	1,867	34	1,552			○	○	
17 明治大法科大学院	1,431	688	48.1%	170	2,037	50	1,602			○	○	
18 上智大法科大学院	722	334	46.3%	90	2,127	49	1,651			○	○	
19 同志社大法科大学院	949	428	45.1%	120	2,247	47	1,698	H20（追評価：H21○）〔II〕		○	○	
20 創価大法科大学院	319	135	42.3%	30	2,277	25	1,723			○	○	
21 南山大法科大学院	270	114	42.2%	30	2,307	6	1,729			○	○	
22 岡山大法科大学院	270	111	41.1%	45	2,352	17	1,746			○	○	
23 山梨学院大法科大学院	195	80	41.0%	20	2,372	11	1,757	H20〔I〕			○	
24 立命館大法科大学院	1,012	411	40.6%	100	2,472	42	1,799			○	○	
25 横浜国立大法科大学院	336	135	40.2%	40	2,512	19	1,818			○	○	
26 広島大法科大学院	323	129	39.9%	48	2,560	21	1,839				○	
27 学習院大法科大学院	371	147	39.6%	50	2,610	24	1,863			○		
28 関西学院大法科大学院	742	293	39.5%	70	2,680	29	1,892				○	
29 金沢大法科大学院	193	76	39.4%	25	2,705	8	1,900			○	○	
30 中京大法科大学院	126	46	36.5%	25	2,730	8	1,908			○	○	
31 成蹊大法科大学院	341	122	35.8%	45	2,775	15	1,923	H20〔I〕				
32 立教大法科大学院	463	165	35.6%	50	2,825	30	1,953			○		
33 福岡大法科大学院	133	47	35.3%	20	2,845	8	1,961			○	○	
34 法政大法科大学院	649	227	35.0%	60	2,905	18	1,979				○	
35 蘭西大法科大学院	749	250	33.4%	40	2,945	27	2,006	H20〔III〕		○	○	
36 琉球大法科大学院	129	42	32.6%	22	2,967	12	2,018			○	○	
37 斬渕大法科大学院	254	80	31.5%	20	2,987	1	2,019			○	○	
38 専修大法科大学院	413	129	31.2%	55	3,042	19	2,038			○	○	
39 広島修道大法科大学院	165	50	30.3%	30	3,072	5	2,043			○	○	
40 甲南大法科大学院	346	103	29.8%	26	3,098	15	2,058	H20〔III〕	○	○	○	
41 近畿大法科大学院	174	50	28.7%	30	3,128	6	2,064				○	
42 北海学園大法科大学院	108	31	28.7%	25	3,153	3	2,067			○	○	
43 熊本大法科大学院	147	42	28.6%	16	3,169	8	2,075			○	○	
44 名城大法科大学院	205	58	28.3%	40	3,209	8	2,083	H20（追評価：H22○）〔III〕	○			
45 筑波大法科大学院	185	52	28.1%	36	3,245	37	2,120			○	○	
46 関東学院大法科大学院	151	40	26.5%	23	3,268	8	2,128	H20（追評価：H22○）〔III〕			○	
47 静岡大法科大学院	116	30	25.9%	20	3,288	3	2,131	H21（追評価：H22○）〔II〕	○	○		
48 青山学院大法科大学院	261	67	25.7%	35	3,323	12	2,143					
49 神奈川大法科大学院	185	46	24.9%	25	3,348	2	2,145	H20（追評価：H22○）〔III〕	○			
50 東洋大法科大学院	244	60	24.6%	20	3,368	8	2,153				○	
51 白鷗大法科大学院	114	28	24.6%	16	3,384	4	2,157	H20（追評価：H22○）〔III〕	○		○	
52 西南学院大法科大学院	217	53	24.4%	35	3,419	11	2,168					
53 日本大法科大学院	627	153	24.4%	60	3,479	27	2,195	H20（追評価：H23×）〔III〕	○	○	○	
54 香川大法科大学院	130	31	23.8%	20	3,499	3	2,198	H19（追評価：H21○）〔II〕	○		○	
55 明治学院大法科大学院	343	78	22.7%	H26募集停止						○		
56 駒澤大法科大学院	207	46	22.2%	36	3,535	8	2,206			○		
57 島根大法科大学院	100	22	22.0%	20	3,555	3	2,209			○		
58 東北学院大法科大学院	129	27	20.9%	H26募集停止				H20〔III〕			○	
59 久留米大法科大学院	147	29	19.7%	15	3,570	2	2,211			○	○	
60 信州大法科大学院	140	27	19.3%	18	3,588	9	2,220			○	○	
61 神戸学院大法科大学院	111	21	18.9%	H26募集停止				H20（追評価：H21○）〔II〕				
62 桐蔭横浜大法科大学院	290	54	18.6%	30	3,618	9	2,229					
63 獨協大法科大学院	245	45	18.4%	18	3,636	6	2,235			○	○	
64 大宮法科大学院	368	66	17.9%	H26募集停止								
65 國學院大法科大学院	218	37	17.0%	25	3,661	8	2,243			○		
66 駿河台大法科大学院	331	52	15.7%	H26募集停止								
67 龍谷大法科大学院	231	35	15.2%	25	3,686	4	2,247			○		
68 大東文化大法科大学院	215	31	14.4%	40	3,726	12	2,259			○	○	
69 鹿児島大法科大学院	122	17	13.9%	15	3,741	3	2,263	H20〔I〕	○	○	○	
70 東海大法科大学院	181	25	13.8%	30	3,771	1	2,263	H20〔I〕	○	○	○	
71 京都産業大法科大学院	204	27	13.2%	18	3,789	7	2,270	H20〔I〕	○	○	○	
72 愛知学院大法科大学院	106	13	12.3%	20	3,809	2	2,272	H21（追評価：H23○）〔III〕	○			
73 大阪学院大法科大学院	166	20	12.0%	H26募集停止				H20〔III〕				
74 姫路獨協大法科大学院	79	3	3.8%					H20〔I〕				
総計		33,967	16,725	49.2%	3,809	3,809	2,272	2,272		18校	45校	53校

*受験者実数とは、（新）司法試験を1回以上受けた者の数。

*「認証評価不適合年度（1巡目）」に記載の〔I〕は（公財）日弁連法務研究財団、〔II〕は（独）大学評価・学位授与機構、〔III〕は（財）大学基準協会で認証評価により、不適合評価を受けたことを表す。

*大学院名が灰色で塗りつぶされているのは、募集停止を表明している大学院。

「公的支援の見直しの更なる強化策」の基本的な考え方について

- 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など
多様な指標に基づき3つの類型に分類
- 各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を
設定
- その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提
供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設

27年度

第1

基礎額
(90%)

加算の可能性がある取組例

- 教育システム構築
- 教育プログラム開発、就職支援
- 他類型該当校支援プログラム

第2

基礎額
(80%)

基礎額
(70%)

基礎額
(60%)

- 教育プログラム開発、就職支援
- 連合、連携

第3

基礎額
(50%)

28年度以降は、
基礎額も減額の上、
地方校・夜間校のみ
加算額分だけ
増額の可能性あり

- 連合
(28年度以降は地方校・夜間校のみが対象)

※ 加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。

公的支援の見直しの更なる強化策における 各法科大学院の平成27年度類型一覧

類型	該当校数	該当大学			
第1類型	13校	(国立大学) 8校 北海道大学 東北大学 筑波大学 東京大学 一橋大学 名古屋大学 京都大学 大阪大学			
		(私立大学) 5校 学習院大学 慶應義塾大学 上智大学 中央大学 早稲田大学			
A	7校	(国立大学) 4校 千葉大学 横浜国立大学 神戸大学 九州大学			
		(私立大学) 3校 成蹊大学 創価大学 愛知大学			
B	5校	(国立大学) 2校 岡山大学 琉球大学			
		(私立大学) 3校 立教大学 同志社大学 甲南大学			
C	20校	(国立大学) 4校 金沢大学 静岡大学 広島大学 熊本大学			
		(私立大学) 16校 青山学院大学 東洋大学 日本大学 法政大学 明治大学 神奈川大学 山梨学院大学 中京大学 南山大学 名城大学 立命館大学 関西大学 近畿大学 関西学院大学 西南学院大学 福岡大学			
第3類型	7校	(私立大学) 7校 北海学園大学 國學院大學 駒澤大学 専修大学 桐蔭横浜大学 愛知学院大学 京都産業大学			

※ 学生募集を停止した法科大学院(7校)及び平成27年度の学生募集停止を表明した法科大学院(13校)を除く。
 ※ 国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院(2校)を除く。

各法科大学院の基礎データ

No.	大学名	①司法試験合格率				②未修者司法試験合格率			③入学定員充足率			④非法学出身者・社会人				⑤地域配置 ・夜間開講		備考	
		累積 合格率	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H26 入学 定員	H27 予定 入学 定員	H26 入学 者数	入学 定員 充足率	H26 非法 学出 身入 学者 割合	H26 社会 人入 学者 数	H26 社会 人割 合	都 道 府 県 内 校 数	夜 間 開 講		
1	北海道大学	61.3%	34.0%	33.3%	25.5%	25.0%	27.0%	22.2%	80	50	43	0.86	8	18.6%	3	7.0%	2		
2	東北大大学	55.7%	22.0%	22.5%	26.4%	25.0%	16.4%	17.2%	50	50	43	0.86	8	18.6%	13	30.2%	1		
3	筑波大学	28.1%	14.3%	16.1%	14.7%	14.3%	16.1%	14.7%	36	36	37	1.03	26	70.3%	37	100.0%	22	実施	
4	千葉大学	66.2%	31.8%	36.9%	31.0%	40.0%	47.4%	4.0%	40	40	44	1.10	6	13.6%	9	20.5%	1		
5	東京大学	77.8%	51.2%	55.2%	52.0%	31.2%	29.3%	20.6%	240	240	223	0.93	30	13.5%	16	7.2%	22		
6	一橋大学	79.5%	57.0%	54.5%	47.1%	44.4%	40.5%	25.0%	85	85	88	1.04	7	8.0%	5	5.7%	22		
7	横浜国立大学	40.2%	14.5%	15.1%	19.4%	14.7%	19.4%	16.7%	40	25	19	0.76	5	26.3%	9	47.4%	4		
8	新潟大学	31.5%	19.0%	18.9%	10.4%	17.7%	17.6%	10.4%	20	-	1	0.05	0	0.0%	0	0.0%	1	平成27年4月学生募集停止予定	
9	金沢大学	39.4%	14.6%	17.9%	13.3%	15.2%	15.2%	8.1%	25	15	8	0.53	2	25.0%	2	25.0%	1		
10	信州大学	19.3%	7.4%	10.0%	11.6%	7.4%	10.6%	7.9%	18	-	9	0.50	7	77.8%	3	33.3%	1	平成27年4月学生募集停止予定	
11	静岡大学	25.9%	14.9%	3.4%	10.0%	15.2%	3.4%	10.7%	20	20	3	0.15	1	33.3%	0	0.0%	1		
12	名古屋大学	57.2%	32.6%	33.3%	22.6%	22.8%	27.3%	15.9%	70	70	61	0.87	10	16.4%	12	19.7%	6		
13	京都大学	77.3%	54.3%	52.4%	53.1%	33.3%	31.2%	16.7%	160	160	161	1.01	27	16.8%	29	18.0%	5		
14	大阪大学	62.6%	41.8%	36.4%	40.1%	34.5%	26.0%	32.9%	80	80	80	1.00	10	12.5%	8	10.0%	4		
15	神戸大学	69.0%	45.8%	36.8%	30.8%	32.6%	20.0%	8.9%	80	80	77	0.96	6	7.8%	12	15.6%	3		
16	島根大学	22.0%	5.9%	16.7%	0.0%	5.9%	16.7%	0.0%	20	-	3	0.15	3	100.0%	2	66.7%	1	平成27年4月学生募集停止予定	
17	岡山大学	41.1%	15.4%	24.3%	18.1%	13.9%	21.0%	15.8%	45	30	17	0.57	1	5.9%	1	5.9%	1		
18	広島大学	39.9%	20.9%	18.8%	11.6%	20.2%	20.2%	9.1%	48	38	21	0.58	3	14.3%	7	33.3%	2		
19	香川大学	23.8%	5.1%	18.5%	12.5%	5.3%	17.4%	10.0%	20	-	3	0.15	0	0.0%	1	33.3%	1	平成27年4月学生募集停止予定	
20	九州大学	49.0%	26.2%	24.1%	22.8%	19.5%	14.8%	16.9%	70	45	34	0.76	3	8.8%	4	11.8%	4		
21	熊本大学	28.6%	12.2%	14.3%	7.0%	12.8%	15.2%	7.3%	16	16	8	0.50	1	12.5%	2	25.0%	1		
22	鹿児島大学	13.9%	10.8%	2.9%	14.3%	10.8%	2.9%	11.1%	15	-	3	0.20	3	100.0%	3	100.0%	1	平成27年4月学生募集停止予定	
23	琉球大学	32.6%	16.7%	18.8%	11.5%	16.7%	18.8%	11.5%	22	16	12	0.75	3	25.0%	3	25.0%	1		
24	首都大学東京	59.9%	39.6%	40.6%	22.9%	28.6%	31.3%	7.4%	52	52	56	1.08	8	14.3%	11	19.6%	22		
25	大阪市立大学	50.1%	17.6%	33.0%	17.4%	18.9%	26.7%	14.5%	60	60	15	0.25	2	13.3%	1	6.7%	4		
26	北海学園大学	28.7%	12.1%	10.7%	4.8%	13.8%	4.5%	0.0%	25	18	3	0.17	0	0.0%	2	66.7%	2	実施	
27	東北学院大学	20.9%	9.3%	6.3%	8.3%	9.8%	6.9%	9.7%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成26年4月学生募集停止	
28	白鷗大学	24.6%	17.5%	10.0%	6.9%	8.6%	7.7%	4.5%	16	-	4	0.25	0	0.0%	1	25.0%	1	平成27年4月学生募集停止予定	
29	大宮法科大学院大学	17.9%	4.8%	3.1%	1.9%	4.8%	3.2%	1.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成25年4月学生募集停止	
30	獨協大学	18.4%	5.6%	6.3%	4.5%	5.6%	6.3%	3.3%	18	-	6	0.33	2	33.3%	5	83.3%	1	平成27年4月学生募集停止予定	
31	駿河台大学	15.7%	7.6%	4.7%	2.4%	5.7%	4.0%	1.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成25年4月学生募集停止	
32	青山学院大学	25.7%	11.8%	17.5%	6.8%	9.4%	13.5%	2.5%	35	35	12	0.34	2	16.7%	4	33.3%	22		
33	学習院大学	39.6%	18.8%	11.1%	11.5%	7.7%	0.0%	13.3%	50	30	24	0.80	1	4.2%	10	41.7%	22		
34	慶應義塾大学	75.3%	53.6%	56.8%	44.6%	34.1%	32.1%	16.0%	230	230	199	0.87	21	10.6%	22	11.1%	22		
35	國學院大學	17.0%	5.1%	5.1%	6.3%	5.2%	5.3%	6.7%	25	15	8	0.53	1	12.5%	3	37.5%	22		
36	駒澤大学	22.2%	9.8%	7.9%	4.3%	9.1%	7.9%	4.8%	36	36	8	0.22	2	25.0%	2	25.0%	22		
37	上智大学	46.3%	20.8%	26.4%	19.6%	17.6%	22.2%	21.7%	90	60	49	0.82	13	26.5%	14	28.6%	22		
38	成蹊大学	35.8%	16.2%	13.2%	13.9%	10.3%	4.8%	14.3%	45	30	15	0.50	7	46.7%	11	73.3%	22	実施	
39	専修大学	31.2%	11.4%	9.1%	5.3%	13.3%	10.7%	0.0%	55	55	19	0.35	2	10.5%	7	36.8%	22		
40	創価大学	42.3%	13.0%	25.0%	25.7%	14.3%	23.2%	23.2%	30	30	25	0.83	5	20.0%	9	36.0%	22		
41	大東文化大学	14.4%	7.7%	1.6%	6.1%	3.4%	1.9%	5.2%	40	-	12	0.30	8	66.7%	12	100.0%	22	実施	
42	中央大学	68.0%	41.3%	40.0%	34.5%	30.9%	26.1%	25.3%	270	270	238	0.88	40	16.8%	27	11.3%	22		
43	東海大学	13.8%	9.8%	0.0%	3.6%	9.8%	0.0%	4.0%	30	-	1	0.03	0	0.0%	0	0.0%	22	平成27年4月学生募集停止予定	
44	東洋大学	24.6%	10.8%	15.4%	3.6%	6.7%	8.8%	0.0%	20	20	8	0.40	1	12.5%	2	25.0%	22		
45	日本大学	24.4%	11.9%	6.0%	11.1%	11.1%	9.4%	16.3%	60	60	27	0.45	1	3.7%	8	29.6%	22		
46	法政大学	35.0%	10.5%	21.0%	11.6%	10.5%	22.4%	11.7%	60	60	18	0.30	7	38.9%	8	44.4%	22		
47	明治大学	48.1%	20.4%	18.4%	17.3%	19.6%	14.1%	13.2%	170	170	50	0.29	4	8.0%	4	8.0%	22		
48	明治学院大学	22.7%	4.7%	9.4%	6.1%	5.0%	9.7%	6.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成25年4月学生募集停止	
49	立教大学	35.6%	17.0%	14.9%	12.4%	14.0%	12.1%	12.3%	50	50	30	0.60	3	10.0%	6	20.0%	22		
50	早稲田大学	58.8%	32.8%	38.4%	35.2%	28.5%	28.1%	26.5%	270	230	179	0.78	17	9.5%	15	8.4%	22		
51	神奈川大学	24.9%	11.1%	14.0%	0.0%	7.4%	9.1%	0.0%	25	16	2	0.13	1	50.0%	2	100.0%	4		
52	関東学院大学	26.5%	15.4%	6.3%	13.0%	13.9%	6.7%	14.3%	23	-	8	0.35	0	0.0%	0	0.0%	4	平成27年4月学生募集停止予定	
53	桐蔭横浜大学	18.6%	6.1%	6.8%	4.4%	6.1%	6.8%	4.4%	30	30	9	0.30	5	55.6%	8	88.9%	4	実施	
54	山梨学院大学	41.0%	16.3%	21.7%	12.8%	18.6%	18.9%	10.0%	20	15	11	0.73	0	0.0%	4	36.4%	1		
55	愛知大学	60.7%	37.8%	42.9%	25.9%	26.9%	41.7%	20.8%	30	20	11	0.55	3	27.3%	3	27.3%	6		
56	愛知学院大学	12.3%	4.7%	7.7%	0.0%	2.4%	7.7%	0.0%	20	20	2	0.10	1	50.0%	2	100.0%	6		
57	中京大学	36.5%	19.5%	11.5%	13.0%	19.5%	11.5%	14.3%	25	20	8	0.40	2	25.0%	3	37.5%	6		
58	南山大学	42.2%	17.1%	21.2%	14.8%	15.0%	21.4%	8.2%	30	30	6	0.20	0	0.0%	0	0.0%	6		
59	名城大学	28.3%	11.1%	17.2%	4.4%	12.5%	12.8%	1.7%	40	25	8	0.32	3	37.5%	7	87.5%	6	実施	
60	京都産業大学	13.2%	4.8%	3.9%	6.7%	4.8%	2.1%	2.5%	18	18	7	0.39	1	14.3%	3	42.9%	5		
61	同志社大学	45.1%	19.2%	22.1%	14.3%	13.6%	22.7%	11.8%	120	70	47	0.67	5	10.6%	18	38.3%	5		
62	立命館大学	40.6%	18.2%	16.5%	12.4%	24.0%	13.4%	7.6%	100	100	42	0.42	6	14.3%	15	35.7%	5		
63	龍谷大学	15.2%	4.5%	3.8%	7.6%	3.4%	2.9%	5.9%	25	-	4	0.16	3	75.0%	2	50.0%	5	平成27年4	

類型の分類方法について（別表1、2参照）

○ 全ての法科大学院について、下記に掲げる4指標に照らしてこれまでの取組や成果等を評価し、その状況に応じて配点された点数の合計に応じて、3つの類型に分類する。

- ・ 司法試験の累積合格率（累積合格者数／累積受験者数）
- ・ 法学未修者の直近の司法試験合格率（法学未修者の合格者数／法学未修者の全受験者数）
- ・ 直近の入学定員の充足率^{※1}（実入学者数／入学定員）
- ・ 法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合（法学系以外の課程出身者の入学者数／全入学者数）又は社会人の直近の入学者数・割合（社会人の入学者数／全入学者数）

※1 直近の入学定員の充足率の指標については、以下の特例を設けることとする。

- 原則、前年度の入学定員の充足率に基づき判定する。
- この入学定員充足率を算出する際、各年6月末までに、次年度の入学定員の見直し等を行い、文部科学省に報告した場合に限り次年度の入学定員の数値を用いることができるとしている。
- ただし、見直しを行った結果、次年度の入学定員が15人未満となる場合は適正な規模の教育環境を維持する観点から、入学定員の見直しを行ったものとはみなさない。

○ 上記の分類を行った際、第3に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、下記に掲げる指標を加えた5指標の合計点数に基づき、類型を見直す。

- ・ 地域配置の状況（同一都道府県内の校数）又は夜間開講の状況（夜間開講の実施の有無）

【別表1】 指標と点数の関係

指標		点数
① 司法試験の合格率	累積合格率 ^{※2} が全国平均以上 累積合格率が全国平均未満の場合 ・下記以外 ・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	12点 6点 0点
② 法学未修者の司法試験の合格率	直近の合格率が全国平均以上 直近の合格率が全国平均未満の場合 ・下記以外 ・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	8点 4点 0点
③ 入学定員の充足率 ^{※3}	直近の入学定員の充足率が75%以上 直近の入学定員の充足率が75%未満～50%以上 直近の入学定員の充足率が50%未満	8点 4点 0点
④ 法学系以外の課程出身者の入学者数・割合 -----又は----- 社会人の入学者数・割合	直近の入学者数が10人以上かつ割合が全国平均以上 上記以外 直近の入学者数が10人以上かつ割合が全国平均以上 上記以外	4点 0点 4点 0点
⑤ 地域配置 ^{※4} -----又は----- 夜間開講 ^{※5}	同一都道府県内に2校以下 同一都道府県内に3校以上 実施 実施せず	4点 0点 4点 0点

※2 各法科大学院の全修了者の受験者実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※3 見直し後の入学定員の数値を用いて算出。ただし、見直し後の入学定員が15人未満である場合、入学定員の見直しを行つたものとみなさない。

※4 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※5 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【別表2】 点数と類型の関係

点数	類型
25～32点	第1
20～24点	第2A
15～19点	第2B
10～14点	第2C
0～9点	第3

法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について

平成26年4月18日
法曹養成制度改革推進会議決定

「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第4－2(1)イに基づき、法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、次のとおり定め、平成27年度から実施する。また、最高裁判所に対して、同様の基準を設けることを期待する。

前年度の実績において、次のいずれかに該当する法科大学院に対しては、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律に基づく教員の派遣をしないこととする。

- 1 「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成25年11月11日文部科学省）の基準のうち、第3類型に該当した法科大学院
- 2 前記1の基準のうち、第2B又は第2C類型に該当し、かつ、該当すると判定された年度（当該年度）の直近の入学者選抜における入学者数が10名未満の法科大学院

法科大学院に係る設置基準の概要

1. 定義

- 専ら法曹養成のための教育を行う専門職大学院を「法科大学院」として位置付け。

2. 標準修業年限

- 標準修業年限は3年（法学の基礎を学んだ法学既修者は、2年での修了が可能）。

3. 教員

- 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者。
 - 最低限必要な専任教員数は12人。
 - 教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味。
 - 専任教員のうち、概ね2割以上は実務家教員。

4. 入学者選抜

- 入学者選抜にあたっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める。
 - 法学部・法学科以外の出身者及び社会人が3割以上となるよう努力。
- 入学者の適性を適確かつ客観的に評価。

5. 教育内容・方法

- 教育上の目的を達成するため、体系的に教育課程を編成。
- 以下の科目群により授業科目を開設。（各々の単位数は大学の創意工夫による）
 - 法律基本科目群（公法系、民事系、刑事系）
 - 実務基礎科目群（法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など）
 - 基礎法学・隣接科目群（基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など）
 - 展開・先端科目群（独占禁止法、地方自治法、立法政策など）
- 教育上の目的を達成するよう、事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論・質疑応答など、適切な方法により授業を実施。
- 授業方法・計画、成績評価方法をあらかじめ明示し、厳格な成績評価及び修了認定を実施。
- 教育内容・方法の改善を図るための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を実施。
- 授業人数は、少人数を基本。
 - 特に法律基本科目については、1クラス50人を標準。
- 1年間又は1学期の履修科目の登録上限を設定。
 - 1年につき36単位が標準。
- 他の大学院において修得した授業科目の単位を30単位まで法科大学院の単位として認める。

6. 修了要件

- 修了要件は「3年以上の在学、93単位以上の取得」。
 - 法学既修者については、1年以下・30単位以下を短縮することが可能。

法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体との認証評価の違いについて

認証評価

機関別認証評価
【大学全般】
(法科大学院を含む)

分野別認証評価

法科以外の専門職大学院

専門職大学院

法科大学院

法科大学院は、機関別、分野別両方の評価を受けることとなる。またその評価事項は一般の専門職大学院に比して詳細かつ多岐にわたっている。さらにその結果、適格認定が行われ、適合の是非が示されることとなる。

(省令で規定されている評価事項)

- ① 専門職大学院設置基準に適合していること
- ② 評価の対象となる大学における特色ある研究の進展に関する視点からする評価に係る項目が定められていること
- ③ 教員組織に関すること
- ④ 教育課程に関すること
- ⑤ 施設及び設備に関すること
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること

上記の評価事項に加え、以下の内容についても評価事項となっている。

(「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第4条第1項)

- ① 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること
- ② 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること
- ③ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること
- ④ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること
- ⑤ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること
- ⑥ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること
- ⑦ 授業の方法に関すること
- ⑧ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客觀性及び厳格性の確保に関すること
- ⑨ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること
- ⑩ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること
- ⑪ 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること
- ⑫ 教育上必要な施設及び設備(⑬に掲げるものを除く。)に関すること
- ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること
- ⑭ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む。)に関すること

赤字：平成22年3月の省令改正において改訂された部分

これらの事項について定める際には文部科学大臣はあらかじめその旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において法務大臣は必要な意見を述べることができる。

法科大学院に対する認証評価の基準について

- 認証評価機関が評価基準を定めるに当たり、評価を行わなければならない事項について法律及び省令で規定
- 各認証評価機関は、省令に定められた詳細な評価事項に基づき、各機関毎に評価基準を制定

学校教育法

文部科学省令

「授業の方法」の記載を例示

(公財)日弁連法務研究財団の評価基準

開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

(注)

○ 「授業の計画・準備が適切になされ」といっては、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画及び準備が適切になされていることをいう。

○ 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的な予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるよう具体的な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

評価事項の『大枠』の提示

(独)大学評価・学位授与機構の評価基準

○ 専門的な法知識を確實に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、実際に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

○ 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

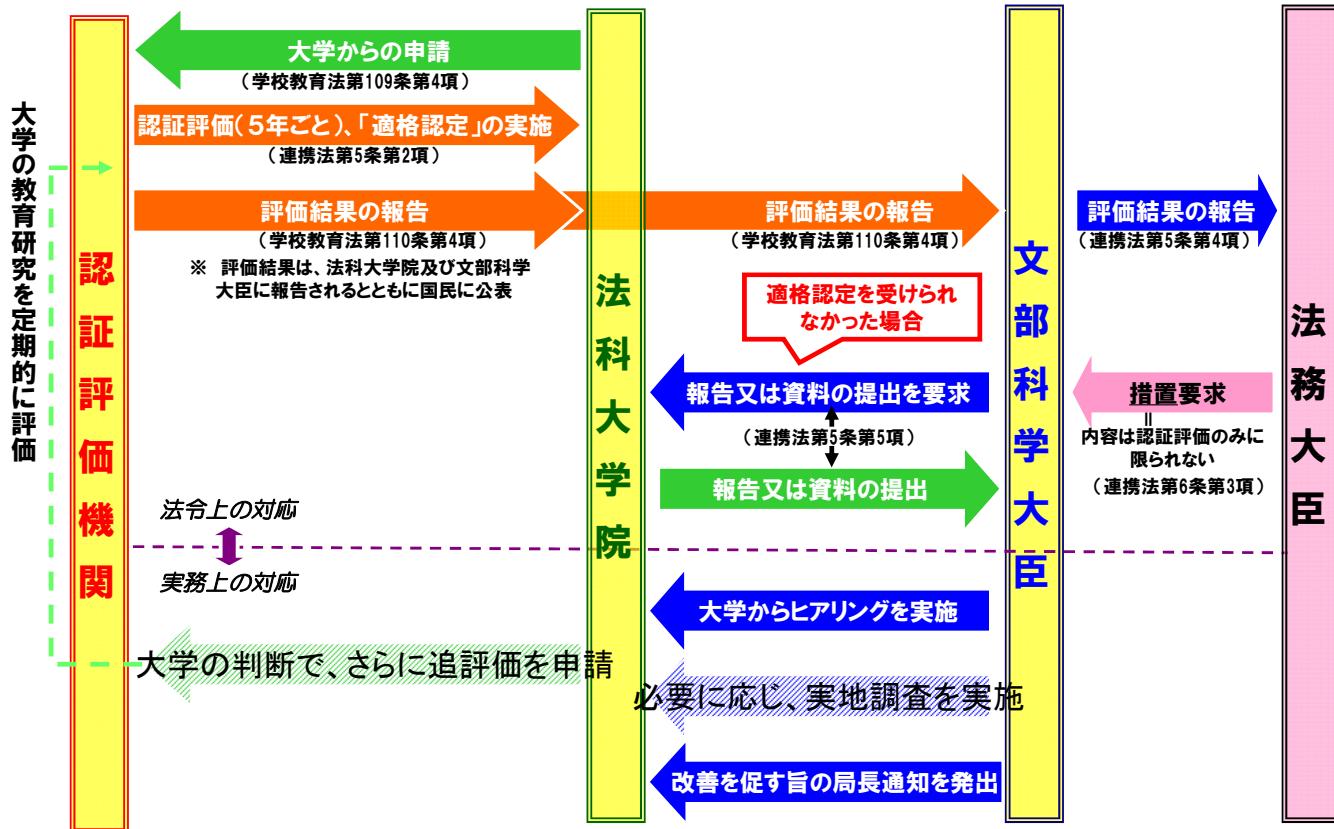
○ 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(財)大学基準協会の評価基準

○ 授業科目に相応して、双方向又はまたは多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか。

○ 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。

法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス



※さらに上記調査の過程において、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づく改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行なうことを想定

法科大学院に対する認証評価の結果

(公財) 日弁連法務研究財団		(独) 大学評価・学位授与機構				(公財) 大学基準協会									
1巡回の評価結果	大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果			
		1巡回	受審年度	追評価	追評価 受審年度		1巡回	受審年度	追評価	追評価 受審年度		1巡回	受審年度	追評価	追評価 受審年度
	島根大学	○	H20			北海道大学	✗	H19	○	H20	東北学院大学	✗	H20	-	
	岡山大学	○	H20			東北大大学	○	H20			白鷗大学	✗	H20	○	H22
	鹿児島大学	✗	H20	制度なし		筑波大学	○	H21			駿河台大学	○	H20		
	琉球大学	○	H20			千葉大学	✗	H19	○	H20	慶應義塾大学	○	H19		
	北海学園大学	○	H21			東京大学	○	H20			日本大学	✗	H20	✗	H23
	大宮法科大学院大学	○	H20			一橋大学	✗	H19	○	H20	法政大学	○	H19		
	獨協大学	○	H19			横浜国立大学	○	H20			神奈川大学	✗	H20	○	H22
	青山学院大学	○	H20			新潟大学	○	H19			関東学院大学	✗	H20	○	H22
	国學院大學	○	H19			金沢大学	○	H19			桐蔭横浜大学	○	H20		
	駒澤大学	○	H18			信州大学	○	H21			愛知学院大学	✗	H21	○	H23
	成蹊大学	✗	H20	制度なし		静岡大学	✗	H21	○	H22	中京大学	○	H20		
	創価大学	○	H19			名古屋大学	○	H20			南山大学	○	H20		
	大東文化大学	○	H19			京都大学	○	H20			名城大学	✗	H20	○	H22
	中央大学	○	H20			大阪大学	○	H20			龍谷大学	○	H21		
	東海大学	✗	H20	制度なし		神戸大学	○	H20			大阪学院大学	✗	H20	-	
	東洋大学	○	H20			広島大学	○	H20			関西大学	✗	H20	-	
	明治学院大学	○	H19			香川大学	✗	H19	○	H21	甲南大学	✗	H20	-	
	立教大学	○	H19			九州大学	○	H20			広島修道大学	○	H20		
	早稲田大学	○	H18			熊本大学	○	H19							
	山梨学院大学	✗	H20	制度なし		首都大学東京	○	H20							
	愛知大学	✗	H19	制度なし		大阪市立大学	○	H20							
	京都産業大学	✗	H20			学習院大学	○	H20							
	立命館大学	○	H21			上智大学	○	H19							
	関西学院大学	○	H20			専修大学	○	H19							
	姫路獨協大学	✗	H20	制度なし		明治大学	○	H20							
	久留米大学	○	H19			同志社大学	✗	H20	○	H21					
	西南学院大学	○	H19			近畿大学	○	H20							
	福岡大学	○	H19			神戸学院大学	○	✗	H20	○	H21				

※ 追評価とは
適格認定を受けられなかった場合、評価実施後一定年度内であれば、満たしていないと判断された基準に限定して評価を受けることができ、追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行う制度。大学評価・学位授与機構はH16年度、大学基準協会はH22年度、日弁連法務研究財団はH23年度より導入。

※ 網掛は、H25年4月・H26年4月の学生募集停止を表明した法科大学院、又は廃止した法科大学院。

(公財)日弁連法務研究財団			(独)大学評価・学位授与機構			(公財)大学基準協会		
大学名	認証評価結果		大学名	認証評価結果		大学名	認証評価結果	
	2巡目	受審年度		2巡目	受審年度		2巡目	受審年度
島根大学	○	H25	北海道大学	○	H24	白鷗大学	×	H25
岡山大学	○	H25	東北大学	○	H25	慶應義塾大学	○	H24
鹿児島大学	○	H25	筑波大学		H26	日本大学	○	H25
琉球大学	○	H25	千葉大学	○	H23	法政大学	○	H24
北海学園大学	○	H26	東京大学	○	H25	明治大学	○	H25
獨協大学	○	H24	一橋大学	○	H24	神奈川大学	○	H25
青山学院大学	○	H25	横浜国立大学	○	H25	関東学院大学	×	H25
國學院大學	○	H24	新潟大学	○	H24	桐蔭横浜大学	×	H25
駒澤大学	○	H23	金沢大学	○	H24	中京大学	×	H25
成蹊大学	○	H25	信州大学		H26	南山大学	○	H25
創価大学	○	H24	静岡大学		H26	名城大学	×	H25
大東文化大学	○	H24	名古屋大学	○	H25	龍谷大学		H26
中央大学	○	H25	京都大学	○	H25	関西大学	○	H25
東海大学	×	H25	大阪大学	○	H25	甲南大学	×	H25
東洋大学	○	H25	神戸大学	○	H25	広島修道大学	○	H25
立教大学	○	H24	広島大学	○	H25			
早稲田大学	○	H23	香川大学	○	H24			
山梨学院大学	○	H25	九州大学	○	H25			
立命館大学	○	H24	熊本大学	○	H24			
関西学院大学	○	H25	首都大学東京	○	H25			
久留米大学	×	H24	大阪市立大学	○	H25			
西南学院大学	○	H24	学習院大学	○	H25			
福岡大学	○	H24	上智大学	○	H24			

2巡回の評価結果

※ 網掛けは、H26年10月までに、学生募集停止を表明した法科大学院。

法科大学院に係る認証評価の見直しについて

1. 検討経緯及び見直しの論点

【平成 25 年 11 月 22 日 中教審法科大学院特別委員会組織見直し促進に関する検討WG報告】

- 認証評価については、客観的な指標を適切に活用しつつ、法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、厳格な適格認定が行われるような見直しを行うことを通じて、その信頼性を更に高めるとともに、認証評価の基準や手続と、組織見直しとの関連付けについて速やかな検討が必要。
- その際、司法試験の合格率を認証評価の基準の中に組み込むこと、あるいは、例えば司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院を対象として特に厳格な評価を行うことなどを含め、客観的な基準と認証評価の関連性の整理に向けた検討が必要。
- また、法科大学院として将来に向けて改善する能力を有していることの評価や、地域における法曹養成や特定課題への対応などに注力している法科大学院について積極的な評価を行うことも検討が必要。
- 具体的には、例えば、下記に掲げるような改善事項に関し、国において、3巡目の評価からの実施を念頭に、検討に着手していくことが求められる。
 - ① 司法試験の合格状況、入学者選抜状況など客観的な指標を評価項目に組み込むことや、教員の資質など当該法科大学院の教育活動に関する指標を充実し、法科大学院の実態を的確に判定できるような評価項目を設定すること。
 - ② 不適格の判断につながる重要な評価基準については統一化を図るとともに、評価方法を見直すなどして、不適格の判定が認証評価機関の間でばらつかないようにすること。
 - ③ 課題が深刻な法科大学院については、現在5年に1回となっている認証評価期間の短縮など評価の頻度を高める措置を行うこと。
 - ④ 認証評価機関は、適格と認定した後であっても、必要に応じ、継続的に当該法科大学院の現状を把握しているための報告を求め、状況の変化が認められる場合には当該課題の改善を求める能够性を有すること。



3巡目の認証評価の充実に向けて改善すべき論点

- 【論点 1】 上記検討経緯を踏まえ、客観的な指標の活用により、認証評価の厳格化を実現するためには、認証評価において、客観的な指標に関する位置付け及び客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべき事項について検討が必要。 → 2. (1)、(2) 参照
- 【論点 2】 評価を通じて法科大学院の教育の実施状況等を明らかにするため、客観的な指標として活用するための具体的な指標について検討が必要。また、それら各指標を活用するに当たっての留意点について検討が必要。 → 2. (3) 参照
- 【論点 3】 以上の論点を踏まえ、客観的な指標を活用した認証評価の厳格化を行うために必要な制度改正について検討が必要。 → 2. (4) 参照

2. 見直しの方向性(案)

(1) 客観的な指標の位置付けについて

- ◆ 認証評価機関において、法科大学院教育の実施状況やその成果等に関する客観的な指標を評価の実施の中に取り入れるとともに、客観的な指標の水準を下回ったことだけをもって直ちに不適格とすべきではないが、水準を下回っている理由や今後の教育の質の改善の見込みなどを具体的に分析・評価した上で、総合的に適格・不適格を判断することとする。

[基本的な考え方]

- 評価対象となる法科大学院が、法科大学院教育の実施状況やその成果等に関する客観的な指標を下回るような水準にあった場合、その数値を下回ったことだけをもって、直ちに認証評価として不適格の認定をすべきではないものの、そのこと自体は、教員や教育課程等など当該法科大学院の「教育の質」に関して、何らかの深刻な課題を抱えていることを強く類推させるものである。
- このような中、認証評価機関において、仮に客観的な指標に深刻な課題があると考えられる法科大学院に対して適格判定を出す場合には、その評価結果や理由等について社会に対して説明する責任をより強く求められる。
- 以上のことから、認証評価機関においては、評価の厳格化を担保する観点から、客観的な指標を対外的に明確するにする形で認証評価の実施の中に取り入れるとともに、当該法科大学院の評価にあたっては、
 - ・ 水準を下回っている理由に関し、当該法科大学院の教育の質と明確に関連づけて対外的に説明できるよう精緻に評価すること
 - ・ 今後、当該法科大学院の教育の質が改善される見込みがあるかどうかを含め、具体的に分析し、対外的に明示することした上で、総合的に適格・不適格を判断することとする。

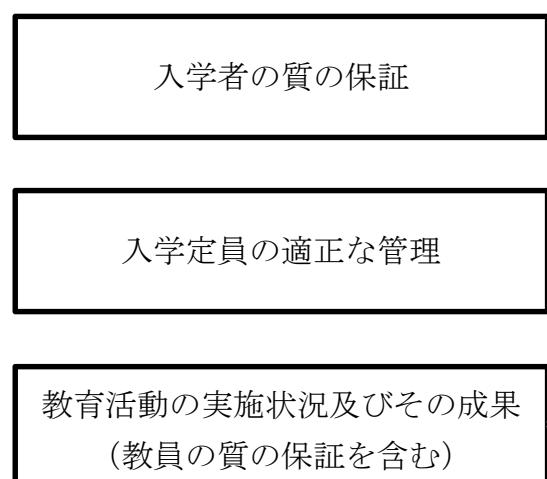
(2) 客観的な指標を活用して特に重点的に評価すべき事項について

- ◆ 認証評価機関において総合的に適格・不適格を判断する際などに、客観的指標を活用して特に重点的に評価すべき事項は、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教員の質の保証」及び「教育活動の実施状況及びその成果」とすることが適当である。

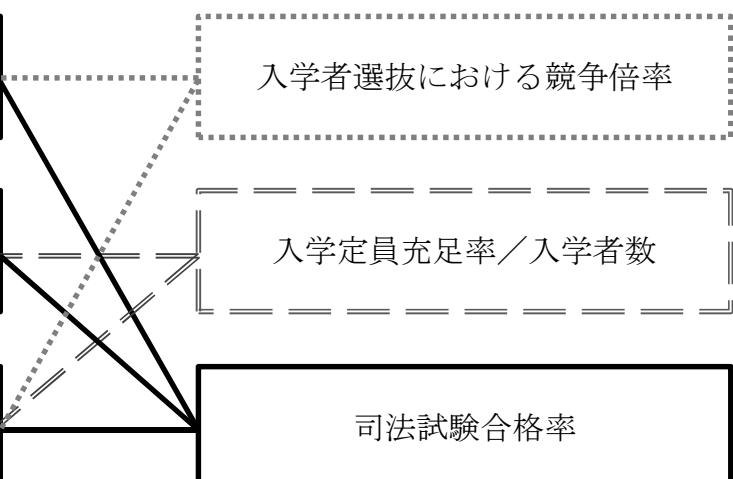
[基本的な考え方]

- 法科大学院の実態を的確に判定するためには、これまでの認証評価における評価事項も踏まえつつ、法科大学院の入口、教育活動、出口の三つの観点から、客観的指標を活用した評価を重点的に行うことが必要と考えられる。
- このため、(1) の基本的な考え方に基づき、総合的に適格・不適格を判断する際などに、客観的指標を活用して特に重点的に評価すべき事項として、
 - 特に入口の観点からは「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、
 - 特に教育活動の観点からは「教員の質の保証」、「教育活動の実施状況」、
 - 特に出口の観点からは「教育活動の成果」が考えられる。
- また、客観的指標を活用して特に重点的に評価すべきこれらの事項と、(3) の客観的指標との、主たる対応関係を整理すると以下のとおりとなる。

[特に重点的に評価すべき事項]



[客観的な指標]



(3) 活用すべき客観的な指標について

- ◆ 法科大学院教育の実施状況やその成果等に関する客観的な指標としては、「入学者選抜における競争倍率」、「入学定員充足率や入学者数」及び「司法試験合格率」を活用することが適当である。
- ◆ また、上記指標は、近年、中央教育審議会の審議の中において課題が深刻な法科大学院のメルクマールとして示され、文部科学省においても「公的支援の見直し」など組織見直しの促進方策の中で用いてきた指標として一定の数値を示してきたところであり、かつ、各法科大学院もこれらの数値の改善に努めてきた経緯があることを踏まえ、具体的な数値の目安として活用することが適当である。

○ 入学者選抜における競争倍率（目安：2倍未満）

[本指標を活用する根拠となる考え方]

法科大学院の入学者選抜における競争倍率の低迷は、競争的な環境の下で入学者選抜が十分機能しているとは言い難いなど入学者の質の保証に悪影響が出ている可能性を示す指標として一定の合理性があるものと考える。

[本指標の活用に際しての留意点]

競争倍率が2倍を下回っている場合、適性試験結果による足切りや個別の入学者選抜を通じて入学者の質が適切に担保できているかを重点的に確認することが必要。

○ 入学定員充足率（目安：50%未満）／入学者数（目安：10名未満）

[本指標を活用する根拠となる考え方]

入学定員の充足率の大幅な低迷は、入学者を十分に確保できず、教育組織として規模が小さくなり過ぎている恐れがあり、教育活動や教育成果において支障がでている可能性を示す指標であるとともに、1学年の学生数が一桁まで減少している場合には、双方向的・多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施することが困難になるなど、教育の質に悪影響が出ている可能性を示す指標として一定の合理性があるものと考える。

[本指標の活用に際しての留意点]

入学定員充足率や入学者数が低迷していても、夜間開講のみ実施している法科大学院や地方にある法科大学院など入学者の確保に当たって不利な事情を抱えているとみなされる場合等も勘案して、教育の質に影響が出ていないかを重点的に確認することが必要。

○ 司法試験合格率（目安：司法試験合格率が全国平均の半分未満）

[本指標を活用する根拠となる考え方]

法科大学院として法曹養成のための教育を行い、成績判定・修了認定をしているにもかかわ

らず、修了後に行われる司法試験の合格状況において各法科大学院間での差が大きく開いている状況が続いていることは、既に述べた入学者の質の問題に加え、法科大学院の教育実施や教員の質の保証に課題があると強く類推されるものであり、特に、これまで公的支援の見直し等で用いられてきた司法試験合格率が全国平均の半分未満にある場合は、司法試験の合格状況に極めて大きな問題が続いていること、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関としてふさわしい教育の質が確保されていない可能性を示す指標として一定の合理性があるものと考える。

[本指標の活用に際しての留意点]

法学未修者の割合が高い法科大学院については、法学未修者の合格率も勘案して、法学未修者教育の充実を適切に図っているかを重点的に確認するとともに、夜間開講のみ実施している法科大学院など、学生が学修時間の確保に当たって不利な事情を抱えているとみなされる場合には、その状況も勘案して、教育の質が適切に確保できているかを重点的に確認する。

(4) 客観的な指標を活用した認証評価の厳格化を行うために必要となる主な制度改正

① 評価項目の見直し

- ◆ 2. (3) で挙げた客観的な指標が評価に活用されるよう、細目省令で定められている評価項目に「教育課程の実施状況及びその成果」や「入学定員の充足状況」など必要な事項を追加する。その具体的な数値の目安については、施行時に留意事項として示す。

② 適格認定後の状況変化への適切な対応

- ◆ 現行制度では、認証評価を実施した後に教育課程や教員組織に大きな状況変化が生じた場合には、認証評価機関は変更のあった事項について把握し、必要に応じて評価結果に付記するよう努めることとされているが、他の教育状況の変化については同様の措置を求められていない。そのため、志願者の大幅な減少による入学定員充足率等に重要な変化があった場合にも、当該課題への改善を求めるよう、評価結果への付記事項を、教育課程や教員組織に加え、法科大学院の教育活動全般に拡大する。